

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和6年3月26日（火）午後7時00分～午後7時14分

場所 小田原市役所3階 全員協議会室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐（教育長）

2番委員 益 田 麻衣子（教育長職務代理者）

3番委員 井 上 孝 男

5番委員 秋 元 美 里

3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

教育総務課長 岡 田 夏 十

保健給食課長 竹 井 尚 久

教育指導課長 中 山 晋

教育総務課副課長 加 藤 和 永

教育指導課副課長 常 盤 敏 伸

その他関係職員

（事務局）

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

教育総務課主任 漆 崎 亜 結 美

4 議事日程

日程第1 議案第6号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

（教育総務課）

日程第2 議案第7号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

（教育総務課）

日程第3 議案第8号 小田原市教育委員会職員職名規則及び小田原市立学校組織規則の一部改正について

（教育指導課）

5 報告事項

（1）小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正について （教育指導課）

（2）下中幼稚園の移転について【非公開】 （教育総務課）

6 議事等の概要

（1）柳下教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

（2）2月定例会議事録の承認

（3）議事録署名委員の決定…2番 益田委員、5番 秋元委員に決定

○柳下教育長 それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

報告事項(2)「下中幼稚園の移転について」は、現在調整中の案件でありますので、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議ありませんので、採決いたします。報告事項(2)を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 全員の賛成により、報告事項(2)は、後ほど非公開での審議といたします。それでは、日程に従い、進めてまいります。

(4) 議案第 6 号 小田原市新しい学校づくり検討委員会委員の委嘱について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。

議案書をおめくりいただき、「小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿(案)」を御覧ください。

本委員会の委員につきましては、「小田原市新しい学校づくり検討委員会規則」により任期は2年と定められており、令和6年3月31日をもちまして任期が満了いたします。

委員につきましては、同規則第3条に規定する選出区分に従い、学識経験者、住民組織の役員、児童及び生徒の保護者等を代表する者、市立小学校及び市立中学校の校長及び公募市民等の中から委嘱することとなっておりますが、このうち、齋藤修一委員及び渡邊庸子委員につきましては、委員を退任されることとなりました。後任として、名簿に記載のとおり、久田由佳さんと、中谷彰吾さんを選出し、残る委員8名については再任として委嘱いたしたく提案するものです。

久田氏は、本市の公民連携プロデューサーとして活動されており、昨年8月に本事業の一環として開催した民間企業、教職員、高校生等による職員室をテーマとしたワークショップにおいて、コーディネーターをお願いいたしました。民間企業の経営者としての視点とともに、本市で子育てをされている立場からご意見をいただきたく、お願いするものです。

また、中谷氏につきましては、市PTA連合会からの御推薦をいただき、選出するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 議案第 7 号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは御説明申し上げます。

議案書を 2 ページおめくりいただき、「小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」を御覧ください。

改正理由及び内容ですが、令和 6 年度から、小田原市立白鷗中学校、千代中学校、泉中学校及び橘中学校に新たに学校運営協議会を設置することに伴い、規則の一部を改正するものです。

なお、小田原市学校運営協議会の設置に際しては、小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条「教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。」にのっとり、資料のとおり中学校 4 校から設置依頼がありました。

また、この中学校 4 校への設置により、小田原市の公立小中学校全校に学校運営協議会が設置となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(6) 議案第 8 号 小田原市教育委員会職員職名規則及び小田原市立学校組織規則の一部改正について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは御説明申し上げます。

お手元の議案書を 2 ページおめくりいただき、「小田原市教育委員会職名規則の一部を改正する規則」を御覧ください。

はじめに、改正理由ですが、令和 6 年 4 月 1 日から給食調理業務を学校給食センターを含む全ての共同調理場及び全校で委託することに伴い、調理師及び給食調理員の職を廃止するため改正するものでございます。

次に、内容の 1 を御覧ください。

調理師及び給食調理員の職を廃止するため、小田原市教育委員会職員職名規則から調理師及び給食調理員の職名を削除するものでございます。

次に、内容の 2 を御覧ください。

給食調理員の職を廃止することに伴い、市立学校に置く職員を定める規定について給食調理員の規定を削除するため、小田原市立学校組織規則の一部改正を行うものでございます。

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(1) 小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から御報告いたします。

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正につきましては、令和5年12月の教育委員会定例会において協議させていただきましたが、その後意見公募手続の実施を経て、規則改正案が整いましたことから御報告するものです。

改正の内容等について御説明いたします。

資料1「小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則」をおめくりください。

はじめに、「改正理由」ですが、奨学金の受給資格を変更するために改正するものでございます。

次に「改正内容」ですが、資料をおめくりいただき、新旧対照条文を御覧ください。第2条において奨学金の受給資格を規定していますが、このうち第4号の規定を「品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること」から「学習意欲があり、学力の向上が期待できること」に改正します。また、この改正に伴い、申請書の添付書類として提出を求めています通学する高等学校等の学校長が作成する推薦書の様式を次のページにありますとおり、本文の文言を改め、各教科の評定欄及び出欠の記録欄を削除するとともに、性別の記載を不要とする等の改正を行うものでございます。

最後に「適用」ですが、この改正規則の適用日は、令和6年4月1日とします。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(2) 下中幼稚園の移転について【非公開】

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは私から御報告いたします。資料2を御覧ください。

1 目的にありますとおり、橘地域認定こども園の整備に伴い、隣接する下中小学校に下中幼稚園を移転し、令和6年9月から令和8年度に認定子こども園が開設するまでの間、幼稚園を運営することとしています。

なお、2 事業概要には、下中小学校の改修内容を記載しております。

また、3 スケジュールのとおり、令和6年度夏季休業中に工事を実施するとともに引越作業を行い、9月から移転後の幼稚園運営を開始いたします。

これに伴い、最下段の4にありますとおり、下中幼稚園の位置を定めている小田原市立学校条例の一部を改正するため、パブリックコメント（市民意見募集）を、令和6年4月1日（月）から同月30日（火）までの期間で実施するものです。

裏面を御覧ください。こちらが市民意見募集資料となります。

3 改正の内容は、下中幼稚園の位置を「小田原市小船174番地の1」から「小田原市小船178番地（下中小学校内）」に改めるもので、4 条例の施行日は、令和6年9月1日を予定しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

7 柳下教育長閉会宣言

令和6年4月24日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（秋元委員）